

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市水路条例(平成3年条例第30号)第10条	占用料の減免	河川課

- 1 審査基準は、次のとおりとする。
 - (1) 国、他の地方公共団体又は公共的団体が占用する場合は、占用料を免除する。
 - (2) 占用料の減額は、行わない。
- 2 標準処理期間は、10日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。